

行政経営会議 事案書

開催日：令和7年6月2日（月）

担当課：環境共生部 みどり公園課、健幸・スポーツ部 スポーツ×ライフ課

件名：大和市都市公園条例、大和市営自動車駐車場条例及び大和市スポーツ施設設置条例の一部改正について

提出理由：引地台公園駐車場（北側・南側）及び大和スポーツセンター駐車場の有料化、引地台温水プール立体駐車場利用料金の変更、並びに都市公園における広告表示の取扱いを変更する条例の一部改正に向け、その内容を各審議会に諮問するにあたり、了承を得るため。

内 容：

1. 背景等

- ・引地台公園は、大和市民まつりや高校野球の会場としても利用される本市を代表する総合公園であるが、無料と有料の駐車場が混在しているため、利用者に混乱を与えていると同時に、公平性の面でも課題となっている。
- ・また、大和スポーツセンターは、本市スポーツ推進の中核をなす、市内唯一の複合スポーツ施設であり、個人・団体による通常の利用のほか、各競技種目の大会会場となるなど、年間を通じて大変多くの方に利用されている。
- ・そのため、以前は臨時駐車場を確保し、その後、プール跡地を駐車場に整備するなどの対応を講じてきた。
- ・両施設ともに、指定管理者制度により運営及び維持管理を行っているが、人件費の高騰や施設の老朽化等により指定管理料が増加傾向にあり、施設の安定的な運営を図るための財源確保が求められている。
- ・加えて、第10次大和市総合計画における、持続可能な財政運営に向けた自主財源確保の取組として、ネーミングライツ事業の本格実施に合わせこれまでの広告事業を一層発展させ、都市公園を含む公共施設を広告媒体として活用できる環境を整えていく必要がある。

2. 改正に向けての考え方

- ・施設の安定的な運営を図る財源確保に向け、引地台公園駐車場（北側・南側）及び大和スポーツセンター駐車場を有料化する。
- ・引地台温水プール立体駐車場については、利用者の混乱を避けるとともに、周辺駐車場よりも安い料金設定であることによる目的外利用や民間の経済活動への影響を防ぐため、今回有料化する引地台公園駐車場と同じ料金体系とする。
- ・自主財源確保のため、現在原則禁止している都市公園内の広告表示を、制限を設けたうえで可能とする。

3. 改正内容

(1) 大和市都市公園条例、大和市営自動車駐車場条例

- ・現在無料である引地台公園駐車場（北側・南側）及び現在 350 円／回である引地台温水プール立体駐車場の利用料金を、ゆとりの森駐車場と同額に変更する。

普通車	30分を超え1時間まで	100円
	以降1時間までごと	100円
	当日（24時まで）の上限	600円

- ・あわせて、引地台温水プール立体駐車場の利用時間を、現在の「午前7時から午後9時」から「終日」に変更する。
- ・両駐車場ともに、入庫後に午前0時を過ぎた駐車に対しては、上記の料金表を再び適用する。
- ・都市公園において、市長が認めた箇所で、市長の募集に応じて行う場合その他市長が認める場合にのみ広告表示を可能とする。

(2) 大和市スポーツ施設設置条例

- ・現在無料である大和スポーツセンター駐車場を有料化する。利用料金は近隣の民間駐車場を考慮のうえ次の表のとおり設定する。

普通車	40分を超え1時間まで	100円
	以降20分ごと	100円
	当日（24時まで）の上限	1,000円
大型車	当日（24時まで）	3,000円

- ・入庫後に午前0時を過ぎた駐車に対しては、上記の料金表を再び適用する。

4. 条例施行日

- ・改正内容の市民周知を図るとともに、利用料金改定を踏まえた各種準備作業を考慮し、令和8年4月1日とする。

5. その他

- ・大和スポーツセンター駐車場については、減免対象を規定する規則改正も行う。

経 過

- S52.4 引地台公園開園
- S62.4 スポーツセンター開設
- H 4.4 引地台温水プール立体駐車場開設

今後の予定

- R7.7 意見公募手続及び各審議会開催
- R7.9 議案提出
- R8.4 改正条例施行